

補助金等の見直し方針

令和6年3月

行田市

1 目的

補助金等は、行田市補助金等交付規則（昭和52年規則第6号）において、「公平であること」「適正であること」「公益性があること」「重要度の高いこと」「行政効果があること」の5つの原則が定められている。これら原則に基づいた補助金等交付事業の適正な執行を図るため、これまでも「補助金等交付事業の適正化指針について」（平成13年5月11日）の策定や補助金等調査委員会の設置（平成27年）といった補助金等の見直しの取組を実施してきた。また、行財政改革の取組や予算編成においても社会情勢や住民ニーズの変化に対応した補助金制度となるよう努めてきたところである。

今後も限られた財源の中で、市が交付する補助金等が公平・透明な制度の下で、真に必要な公益性の高い事業に配分される必要があることから、統一的な点検・評価による見直しの考え方として本方針を策定する。

2 補助金等の区分

行田市補助金等交付規則では、「補助金等」とは、「市が市民又は市内の団体等に対して交付する補助金、交付金、助成金、利子補給金、負担金その他の財政援助的給付金」と定義しているが、この方針における補助金等は、歳出予算科目「18節負担金補助及び交付金」のうち、細節「補助・交付金」「給付金」「支援金」をいい、「負担金」「繰出金」等は除く。また、イベント開催や選挙対応に係る補助金等で単年度限りのものについても対象外とする。

なお、補助金等の種別については大きく以下の3つに分類する。

① 団体運営費補助金

公益上必要と認められる団体の運営を支援するために、その対価を期待せずに支給するもの。補助対象者が団体のうち、補助対象経費や使途等が限定されていないもの。

② 事業費補助金

団体や個人が行う活動、事業等に対する補助金。補助対象経費や使途等が限定されている。

③ その他補助金

①、②に分類し難いもの。事務委託的補助金や給付金や支援金等。

3 見直しの考え方

適切な補助金制度の確立や財政負担の軽減の実現には、定期的な検証を行い、その検証結果を踏まえた見直しが必要である。廃止や削減といった見直しだけでなく、費用対効果を高める見直しや社会情勢に適合した公平、公正な補助金制度への見直しを実施するために以下の考え方を定める。

○全ての補助金等共通

(1) サービス水準の適正化

国庫支出金や県支出金を財源として交付する補助金の場合、国・県が定める基準に対して、市の負担が適正なものとなっているか検討する。また、他の地方公共団体が実施している補助金と比較して、補助率や補助対象経費といった水準・補助内容が適正かどうかについて検討する。

(2) 終期の設定

補助金を開始してから長期間経過した場合、目的や効果が曖昧になる可能性があるため、原則、終期を設定する。なお、終期の設定は、終期が到来したら即座に終了ということではなく、廃止を含めて、継続や事業見直しの検討の機会とするものである。

(3) 補助金交付要綱等の整備

対象経費や補助率、申請手続きなどが明確なものとなっていない場合、不透明で公平性等を欠いた補助金となる可能性が考えられる。要綱等において、補助金の内容が明確であり、適切なものとなっているかを確認し、不十分なものは要綱等の整備を実施する。

(4) 成果指標の設定及び効果検証

補助金の交付による効果を客観的にも容易に把握できるようにするため、成果指標を設定し、また、その効果検証を行う。効果検証の結果、目的を達成したものについては終了を検討し、効果が乏しいものについては補助金額や事業の見直しが必要である。

また、補助金額の大小に関わらず、補助金額に見合った成果が出ているかを検証し、その費用対効果が最大となるよう努める。

(5) 市の施策との関連性、住民ニーズの把握

市では各種計画を策定し、計画目標を達成するために様々な施策を実施している。その施策の推進に貢献するものは、重要度の高い補助金であるといえる。また、直近で交付実績がない補助金や(4)の効果検証により費用対効果が乏しいものは、住民ニーズ

に対応していない可能性が考えられる。住民ニーズの観点からも補助金の重要度について検討し、廃止や制度見直しについて検討する。

(6) 補助金制度についての周知

補助金の活用が一部の個人や特定の団体で固定化されてしまう状況は公平性の観点から問題である。申請者が限定的な補助金制度とならないようホームページや市報などで、補助金制度の周知を行う。

○団体に対する補助金

(1) 団体運営費補助から事業費補助への切替

団体運営費補助金は、団体の運営・活動のために補助していることから、補助金の使途が曖昧になる傾向がある。そのため、補助対象経費や使途を明確な事業費補助への切替を検討する。

(2) 多額の繰越金の発生、事業費に対する補助割合

多額の繰越金が発生している場合や事業費に対する補助割合が10%以下の場合などは、補助金がなくても事業実施が可能であると考えられるため、団体の財務状況について把握し、補助の必要性について検討する。

4 評価シートによる点検・見直し

この方針で示した見直しの考え方に基づいた評価や点検は、別表の「補助金等見直し評価シート」により定期的に行う。評価や点検により判明した改善すべき項目については、廃止・削減を含めて今後の方向性を検討し、公益性を最大限発揮するよう見直しを進めていく。